

萩山台地域力向上委員会運営要綱

1) 主旨・目的

萩山台住民の安全、安心、快適な生活を目的に、地域が抱える課題を住民自らが関心を持ち解決していこうとする地域力向上を目指し、地域内各団体の協働をはかり、防火防災、防犯、教育、青少年健全育成、社会福祉など、幅広い活動を展開するため「萩山台地域力向上委員会」（以下「委員会」という。）を組織する。

2) 委員会の構成

委員会は次の委員により構成する。

萩山公民館長、同運営委員長、萩山台地区社会福祉協議会長、瀬戸市少年センター光陵支部長、瀬戸市保健推進員、ひまわり会代表、長寿会会長、萩山小学校PTA会長、せと在宅福祉センター代表、萩山台連合自治協議会役員および5グループ代表（高齢者、防犯・防災、外国人と共生・マナー、子育て、美花）の若干名とする。

3) 委員会の運営

- ① 委員会の事務局を連合自治協議会に置き、開催、会議の議事進行、運営その他は事務局により行う。事務局の所在地は、萩山公民館 瀬戸市萩山台4丁目2-2 とする。
- ② 高齢者福祉、生涯学習、教育、その他の分野における各種事業を推進するにあたっては、各団体の提言を受け、各団体それぞれの経緯、実績を活用した活動を行う。
- ③ 委員会は「萩山台連絡会」への報告、提案を行い、協働関係を強める。
- ④ 委員会は連合自治協議会を事業施設の中心団体とし、地域内外の教育機関、行政機関の意見を積極的に取り入れる。

4) 委員会の役員および任務

- ① 委員会には次の役員を置き、総会に於いて選出する、任期は1年とし再任は妨げない。
委員長1 副委員長1 会計1 書記1 広報1 監事1 グループ代表
- ② 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
副委員長は委員長事故あるとき、その任務を代行する。
会計は委員会の会計を掌る。
書記は委員会の会議記録を作成し記録全般を掌る。
広報はHP・広報誌作成などの広報活動をする。
グループ代表はグループを統括し、代表者会議に出席する。
監事は委員会の業務及び会計状況を監査する。

5) 委員会の経費

委員会運営に係る事務費、需用費並びに地域力向上のための諸活動に係る費用は当分の間、萩山台連合自治協議会助成金及び瀬戸市補助金その他をもって充てる。

6) この運営要綱に定めのない事項および疑義が生じた事項についてはその都度委員会において協議する。

7) 付則

この運営要綱は平成20年6月25日に効力を発生する。

この改正運営要綱は平成24年4月1日より施行する。

この改正運営要綱は平成30年5月29日より施行する。

この改正運営要綱は平成31年4月26日より施行する。